平成２５年（フ）第９９号
大分県別府市大字鶴見4548番地　荘園６組３横山アパートＡ６号
債務者　西　　紀昭
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５５３号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―10―502
債務者　大城ルイスこと　フェルナンデス　オオシロ　ルイス　ウィルフレド
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
静岡市清水区草薙杉道１丁目11番24号　サンハイツいなば101号、旧住所静岡市清水区平川地２番15号　アーバンテラス狐ヶ崎106号
債務者　仁科　静夫
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５７号
東京都小平市回田町238番地の10
債務者　本澤　清美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３２１号
東京都八王子市台町１丁目23番10―105号
債務者　河村奈津美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４００号
東京都多摩市貝取1474番地の１アルス永山402
債務者　大槻みや子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
東京都八王子市東浅川町1059番地宮沢荘１Ｆ
債務者　堀江　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
釧路市昭和南４丁目35番14号
債務者　坂本　節子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７４号
横浜市金沢区六浦南４丁目17番５―105号、開始決定時の住所横浜市金沢区平潟町27番９号
破産者　尾籠　清隆
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０８号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟501号
破産者　佐藤ふみ子
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０９号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟501号
破産者　佐藤　　実
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１９号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目９番６―302号
破産者　森田　隆之
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目５番15号　ヴィラ岸谷Ａ棟101
破産者　南　　義則
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２号
富山市町村１丁目240番地５　グランドール202号、前住所富山県南砺市利賀村細島86番地
破産者　長谷　甚照
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８４号
富山市古鍛冶町２番27―407号　シルバーハウスほほえみ
破産者　岩倉　一郎
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３号
滋賀県東近江市上羽田町567番地
破産者　戸田きよ美
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９２号
滋賀県東近江市上羽田町567番地
破産者　戸田四郎一
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部